

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法	
根 拠 条 項：第101条の2第4項	
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合を除く。）	
原権者（委任先）：京都府公安委員会	
<p>法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条の2第1項（免許証の更新の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例）</p> <p>道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（免許証の更新の特例）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）</p> <p>道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の2（免許証の更新の申請等）</p> <p>運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）</p>	
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）	
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては1日、警察署交通課においては1月	
申 請 先：申請書は、次に掲げる区分に従い、それぞれの申請窓口へ提出してください。	
<p>京都市内並びに向日町、宇治、城陽、八幡、田辺及び木津の各警察署の管轄する区域（下鴨、右京及び木津の各警察署の管轄する区域の一部を除く。）に住所を有する者</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記以外の区域に住所を有する者</p>	<p>交通部運転免許試験課免許係又は更新係（優良運転者又は高齢者に限る。以下同じ。）</p> <p>ただし、高齢者講習又は特定任意講習を受講済みの者は、住所を管轄する警察署の交通課へ提出することができます。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>住所を管轄する警察署の交通課又は交通部運転免許試験課免許係若しくは更新係</p>
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許係（電話075-631-5181 内線245）	
備 考：	